

東京都立大学

みやこ MIRAI (Motivating Integrated  
young Researchers towards Adaptive  
intelligence Initiative : MIRAI)

プロジェクト

令和8（2026）年度 <区分2>

申請要領

区分2は、2026年4月1日時点において日本学術振興会特別研究員DC、東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクト（SPRING）、東京都立大学次世代AIを志向した領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクト（BOOST）の採用学生かつ一定の申請要件を満たす学生が対象となります。

## はじめに

東京都立大学（以下「本学」という。）は、2023年度より『東京都立大学 研究力強化推進プロジェクト』をスタートさせました。このプロジェクトでは、「7つの戦略と21の取組」を策定しています。「研究教育環境の整備」「研究時間の確保」「若手研究者的人材育成」など、研究力の向上に資する戦略を全て網羅し、大学として取り組んでいくことを宣言したところです。

この中で、本学は「戦略6 若手研究者的人材育成（16）博士後期課程学生支援」を設定し、2023年度に全学組織である博士人材支援室を設置しました。博士人材支援室では、多様な博士人材の支援にかかる様々な施策を実施しています。

2025年度より、本学では、学生が生活や就職の心配なく博士後期課程に進学できるよう、博士後期課程に進学を希望する優秀な学生を対象に、経済的支援として研究奨励費（生活費相当額）の支給を開始しました。同時に、産業界等幅広い分野での国際的な活躍につなげるためのキャリアパス支援、トランスファラブルスキルプログラムの提供を充実させています。

## 1. 目的

みやこ MIRAI (Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative : MIRAI) プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、研究に専念できる環境を提供することで本学博士後期課程への進学を促進するとともに、高度な研究力と多視座間での相互の学びにより、革新的なイノベーションを起こし、真理の探求と科学の進歩に貢献できる高度な専門人材を育成します。

## 2. 申請区分及び支援内容

申請区分は以下の2つとなります。自分が該当する区分に申請してください。なお、支援内容は区分1、区分2のいずれかとなり、重複申請はできません。

(参考) 区分1	<p>研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境（「6. 経済的支援等」を参照）を提供します。学生は以下のいずれかのコースを自身で選択し、それぞれのコースにて提供されるキャリア形成支援及びトランスファラブルスキルの獲得、国際性等を身につけます。よって本プロジェクト採用学生は、研究力の向上に邁進するとともに、それぞれのコースにおいて提供されるプログラムに積極的に取り組むことが求められます。</p> <p>ア 国際観座涵養（Global Perspective : GP）コース：研究における国際性をより高め、当該分野において世界の先端を担う研究を志す人材を育成する。</p> <p>イ 多視座涵養（Transferable Skills : TS）コース：多様な研究分野とのコラボレーションやコミュニケーション力を高め、高度なトランスファラブルスキルを企業等において提供することが可能な人材を育成する。</p> <p>ウ 社会デザイン（Future Design : FD）コース：人類社会の進歩と発展に寄与するため、自ら設定した社会的課題に向けて新しい価値を創造・デザインする人材を育成する。</p>
区分2	以下ア～ウのいずれかに採用されている者（採用内定者を含む）を対象とし、当該プロジェクトの研究活動に専念できる環境を提供することにより、研究力及び

	<p>コミュニケーション能力の一層の向上を図ることができる環境を提供するものです。</p> <p>ア 独立行政法人日本学術振興会特別研究員 DC1 又は DC2 (以下「DC」という。)</p> <p>イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「SPRING」という。)</p> <p>ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「BOOST」という。)</p>
--	--

### 3. 申請資格及び要件

2026年4月1日時点において、以下の(1)及び(2)のア、イ、ウのいずれかに該当し、(3)～(5)の要件を満たす者とします。

- (1) 東京都立大学大学院学則（平成17年度法人規則第49号）第3条第2項に規定する博士後期課程に在学している者
- (2) 支援開始日時点において、以下いずれかに採用されている者
  - ア 日本学術振興会特別研究員 DC1 又は DC2 (DC)
  - イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing: AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (SPRING)
  - ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (BOOST)
- (3) 博士後期課程に入学した時点において30歳未満である者※1
- (4) 国籍等について、次のいずれかに該当する者
  - ア 日本国籍を有する者
  - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
  - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
  - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、将来永住する意思があると学校の長が認めた者
  - オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、日本学生支援機構が定める次の要件いずれにも該当するもの
    - (ア) 国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者
    - (イ) 日本の小学校、中学校、高等学校等までを卒業・修了した者
    - (ウ) 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者
- (5) 本プロジェクトの趣旨や義務を十分に理解し、それらに同意する者

ただし、支援開始日時点において、次の(6)～(8)のいずれかに該当する者は、対象外とします。

- (6) 所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的

な収入を得ている者※2※3

(7) 東京都立大学大学院学則第 15 条に規定する長期履修制度適用者※4

(8) その他本プロジェクトの対象外となる者※5

※1：出産、育児、介護等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について配慮することとします。

※2：資格確認のため収入に関する証明書類等の提出を求めることがあります。

※3：DC、SPRING、BOOST 等で支給される研究奨励費等は除きます。

※4：出産、育児、介護等の事由による長期履修制度適用者は除きます。

※5：重複受給不可とされている奨学金等による支援を受ける者を指します。

#### 4. 支援予定人数

原則全員支援（「3.申請資格及び要件」に記載の条件を満たす者）

#### 5. 支援期間

2026 年 4 月 1 日から標準修業年限内までの最大 3 年間となります。ただし 2025 年 10 月入学（秋入学）の方については最大 2 年 6 ヶ月が支援期間となりますのでご注意ください。

#### 【特別研究員 DC2 採用学生について補足】

特別研究員 DC2 の採用期間にかかわらず、本プロジェクトは「標準修業年限内」までの支援となりますのでご留意ください。なお、DC から PD へ資格変更した場合は、支援対象になりません。

#### 6. 経済的支援等※6

(1) 研究奨励費（生活費相当）2 年次からの支給：月額 18 万円※7

(2) 授業料免除（不徴収）：年額 52 万 800 円

※6：研究費は、採用されているプロジェクトに準じます。みやこ MIRAI プロジェクトによる研究費の支援はありません。

※7：BOOST 採用学生は月額 15.5 万円を支給します。

#### 7. 支援学生の履行義務

(1) SPRING、BOOST 採用学生については、当該プロジェクトの履行義務に準ずる。

(2) DC 採用学生については、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に記載されている遵守事項に加えて、以下に掲げる履行義務を遵守すること。

ア 東京都立大学における研究活動上の不正行為に関する規則等に定める責務を果たすこと。

イ 本学が指定する研究倫理教育のうち指定単元を履修すること。

ウ 本学が実施する各種調査に協力すること。

エ 本学が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること。※8

オ 常に連絡可能なメールアドレスを提供すること。※9

※8、9：支援期間終了後にも連絡することができますので、連絡先のメールアドレスが変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。

## 8. 支援取消等

DC、SPRING、BOOST 採用学生については、それぞれのプロジェクトに準ずることとします。なお、研究奨励費の支給等を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、支援を取り消し、既に支給した研究奨励費及び研究費の一部又は全部の返還を求めることがあります。

## 9. 区分変更

支援学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、区分変更申請要領に記載の方法により、変更を希望する区分に申請することが可能です。

- (1) 区分1の支援学生が標準修業年限内に特別研究員 DC2、SPRING、BOOST 採用学生の身分を有することとなった場合
- (2) 区分2の支援学生が DC、SPRING、BOOST 採用学生の身分を失った場合<sup>※10</sup>

※10：区分2から区分1に区分変更する場合の経済的支援は、研究奨励費及び授業料免除のみとなります（研究費は配分されません。）。

## 10. 支援対象者の決定

申請に基づき、博士人材支援室の議を経て学長が決定します。

## 11. 申請手続き

### (1) 申請期間

2026年2月3日（火）～2月17日（火）正午（日本時間）【締切厳守】

### (2) 申請書類

①の様式は、以下 URL よりダウンロードして作成してください。

URL : <https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/>

#### ①【DCのみ必須】同意書

申請者は、申請前に必ず指導教員に同意書の作成を依頼し、申請者本人が提出してください。指導教員の情報及び「1. 確認事項への同意」「2. 指導教員の所見」については必須となります。

なお、同意書の提出がなされない場合は、支援決定通知後であっても支援取消となる場合があります。

### (3) 申請方法

以下の応募フォーム（外部リンク・LoGo フォーム）によりご申請ください。

応募フォーム：<https://logoform.jp/f/JOrfl>

応募フォーム入力にあたっては、LoGo フォームへのアカウント登録が必須となります。ただし、東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクト又は次世代 AI を志向した領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）の応募した方については、再度のアカウント登録の必要はありません。

LOGO フォームについては、別紙「オンライン申請操作手順」をご確認ください。

(4) 申請書類提出方法及び提出先

応募フォーム※11へ入力後、「①同意書（DCのみ）」をアップロード※12し、送信してください。（DC以外の方は、応募フォームへの入力・送信のみとなります。）送信後に返信メールが届かない場合は、事務局まで個別にご連絡ください。

なお、通知メールは LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に、no-reply@logoform.jp から送信されます。このメールアドレスからのメールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。

※11：応募フォームの入力事項（以下）についても申請に必要な項目として取り扱います。

アカウント登録時に必要な項目

- ◆氏名
- ◆フリガナ
- ◆住所
- ◆メールアドレス
- ◆性別
- ◆生年月日

応募フォームへの入力項目

- ◆ローマ字氏名
- ◆現在の学修番号 ※ない場合は記入不要
- ◆現所属大学・研究科・専攻（学域） ※現在、大学に所属していない場合は、「現在所属の企業名」又は「所属なし」と記入してください。
- ◆現在の学年
- ◆2026年4月1日時点での所属研究科
- ◆2026年4月1日時点での学年
- ◆自宅電話番号
- ◆携帯電話番号
- ◆指導教員の氏名
- ◆指導教員の所属研究科・専攻（学域）
- ◆指導教員のメールアドレス
- ◆博士後期課程入学時点の年齢
- ◆博士後期課程における休学期間の有無（有りの場合、休学事由）
- ◆博士後期課程の修了予定時期
- ◆2025年1月1日～12月31日の期間に所属機関等から生活費相当額（240万円）以上の収入の

有無

- ◆創発 RA の雇用有無
- ◆採用されている（採用予定）プロジェクト名
- ◆長期履修制度適用の有無
- ◆国籍・在留資格
- ◆採用されている（採用予定）プロジェクトの研究課題名
- ◆誓約、確認事項

※12：申請ファイルは PDF ファイルに変換してアップロードしてください。

「①同意書」のファイル容量は 10MB 以内とし、ファイル名は以下のとおりとしてください。  
①「研究科名\_申請者氏名\_同意書.pdf」（例：理学研究科\_都立太郎\_同意書.pdf）  
研究科名は、2026 年 4 月 1 日より所属予定の研究科をご記載ください。

#### 【留意事項】

応募フォームは一度しか送信できませんのでご注意ください。受付終了後の申請書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

#### 12. 申請後のスケジュール・通知日

申請結果の通知は、LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に no-reply@logoform.jp から送信されます。通知時期は、3 月中旬頃を予定しています。

#### 13. 指導教員の協力等

DC、SPRING、BOOST 採用学生については、それぞれのプロジェクトに準ずることとします。

#### 14. 支援学生ガイダンス

本プロジェクト支援学生へのガイダンスを行います。ガイダンスの詳細は支援学生にメールにて通知します。

#### 15. 申請に関する注意事項

- (1) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、入力事項及び書類の変更は認めません。
- (2) 申請手続等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) 及び LoGo フォームから通知します。
- (3) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①申請処理、②支援学生発表、③支援手続業務を行うために利用することができます。また、同個人情報は、支援学生のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェクトに関する業務(研究力向上、キャリア支援、教育工学的観点からのプロジェクト評価改善等) を行うために利用することができます。
- (4) 本プロジェクトの支援学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名等は公表されるこ

とがあります。

- (5) 申請書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、支援決定後においても遡って取消すことがあります。

## 16. 経済的支援に関する注意事項

- (1) 研究奨励費は税法上「雑所得」として扱われるため所得税、住民税の課税対象となりますので、毎年度支援学生自身による確定申告が必要となります。確定申告の方法については、国税庁のホームページを参照してください。
- (2) 研究奨励費は税法上雑所得として扱われること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
- (3) 本プロジェクトにおいては、支援学生と本学との間に雇用関係は生じませんので、社会保険等は支援学生自身による手続き・管理が必要となります。具体的な手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場に問い合わせてください。

### 【DC採用者以外】

- (4) 令和4年度財務省予算執行調査において行われた「博士課程学生への経済的支援」に係る調査結果において、「できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき」との指摘を踏まえ、大学院博士課程で第一種奨学生の貸与を受けている者が、JSTが実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(FS)、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(SPRING) 又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST) 次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」による支援を受ける場合は、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外となることとしました。そのため、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外となります。

(独立行政法人日本学生支援機構HPより抜粋：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html>

### 【DC採用者】

- (5) 学振DC採用前にJASSOの第1種奨学生を受給していた場合、その受給期間分については、貸与終了時に返還免除制度の対象者になる可能性があります。

## 17. その他

- (1) 本プロジェクトの予算については、2026年度東京都歳入歳出予算が2026年3月31日までに東京都議会で可決された場合及び東京都公立大学法人の2026年度予算が理事長により決定された場合において、2026年4月1日に確定するものとします。
- (2) 財政状況に鑑み、支援規模は変動する可能性があります。
- (3) 支援学生本人と連絡が取れない場合等に、指導教員に連絡することがあります。

18. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局メールアドレスへ御連絡ください。

堀田 貴嗣

副学長（研究・情報・都連携担当）

総合研究推進機構長/博士人材支援室長

理学研究科・物理学専攻・教授

東京都立大学博士人材支援室事務局

E-Mail : soutsui\_entry■jmj.tmu.ac.jp (■を@に変更してください)

TEL : 042-677-1111(内線 : 5665・5676・5670・5685)